

平成 29 年 6 月 9 日

関係各位

国立大学法人愛媛大学
学術支援センター長 鳥居本美

助教の公募について（依頼）

謹啓 時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび当センターでは下記の要領により教員を公募いたします。本公募は、文部科学省「平成 29 年度国立大学改革強化推進補助金（国立大学若手人材支援事業）」（平成 29 年 8 月採択予定）による教員公募です。同事業による支援期間中は特定教員として採用されますが、業績審査を経た上で、原則として、支援期間終了後にテニユア育成教員に移行していただきます。つきましては、関係各位への周知方並びに適任者の推薦または応募につきまして、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 所属・募集人員： 愛媛大学学術支援センター遺伝子解析部門 ・ 助教（特定教員） 1 名
2. 勤務形態： 常勤
3. 職務内容：

DNA の構造解析、蛋白質の構造・機能解析など分子生物学、生化学に関する教育研究、放射性同位元素を扱う教育研究を支援することを主な業務とし、以下の職務を現員の専任教員と共同で行う。

- (1) DNA や蛋白質解析関連機器の管理
- (2) 遺伝子組換え実験設備(P2,P3)の管理
- (3) 放射性同位元素施設の管理
- (4) 実験動物飼育室の管理
- (5) 遺伝子組換え実験、放射性同位元素実験、動物実験に関する利用者への教育訓練
- (6) 当該分野における学内外の研究支援業務
- (7) 農学部の教育研究支援
- (8) 学外を対象にした公開講座の開催
- (9) 農学研究科生命機能学専攻に関連する教育研究

注 1) 対象者は第一種放射線取扱主任者資格を有するか又は着任後同資格を取得すること

4. 応募資格：
 - (1) 着任時、博士の学位を有すること
 - (2) 蛋白質などの生体調節因子の生化学的、分子生物学的解析に関する研究業績を有すること
 - (3) 着任後、現員と協力して上記職務内容に沿った教育研究支援に意欲を持って取り組めること
 - (4) 学内、特に農学研究科生命機能学専攻における教育研究に積極的に取り組めること
 - (5) 平成 29 年度の年度末年齢が 40 歳未満であること

※国立大学若手人材支援事業による雇用のため雇用対策法施行規則第 1 条の 3 第 1 項例外事由 3 号二に該当

5. 給与： 年俸制（特定教員の期間は国立大学法人愛媛大学年俸制適用職員給与規程，テニユア育成教員移行後は国立大学法人愛媛大学年俸制教員給与規程による）
6. 採用予定日： 平成 29 年 10 月 1 日以降，平成 29 年度内のできるだけ早い時期
7. 任期： 特定教員としての任期は平成 30 年 3 月 31 日まで（審査の上，テニユア教員育成制度を適用し，平成 30 年 4 月 1 日から 5 年間はテニユア育成教員として採用）
※愛媛大学のテニユア教員育成制度は、優れた能力開発プログラムを提供することに加え、財政的支援（研究費の配分等）を行うことで、若手教員の教育研究環境を充実させ、大学人としてふさわしい総合的な能力を有する教員を育成することを目的としています。詳しくは、注 2) をご覧ください。

8. 提出書類： (1) 履歴書(写真、賞罰、所属学会を含むこと)
(2) 研究業績リスト(原著論文、著書、総説、国際学会発表に区分し、新しい順に記載すること、また過去3年間の科研費、研究助成金及び特許の取得があれば記載すること)
(3) 主要論文の別刷(5編以内、コピー可)
(4) 研究業績の概要(A4紙2枚以内)
(5) 教育研究およびセンターにおける支援業務に関する抱負(A4紙各1枚以内)
(6) 応募者について照会可能な方(2名)の氏名、所属、連絡先。そのうち1名の方からの推薦書。
9. 公募締切：平成29年8月9日(水)書留で必着のこと
(当方から連絡する場合の宛先、電話番号及びメールアドレスを明記のこと)
10. 提出先：〒791-0295 愛媛県東温市志津川
愛媛大学学術支援センター長 鳥居本美
(簡易書留でお送りください。封筒の表に「学術支援センター助教応募書類在中」と朱書)
11. 問合せ先：〒790-8566 愛媛県松山市樽味3-5-7
愛媛大学学術支援センター・遺伝子解析部門
部門長 菅原卓也 電話：089-946-9863
E-mail：sugahara.takuya.mz@ehime-u.ac.jp
12. 選考内容：書類審査による選考後、セミナー及び面接を行います。ただし、旅費等の経費は応募者の自己負担とします。愛媛大学は男女共同参画の推進に取り組んでおり、業績と能力が同等であると認められた場合は、女性を積極的に採用します。
13. 個人情報保護について：応募書類は原則として返却いたしません。応募書類に記載された個人情報は、採用者の選考及び採用後の人事・給与・福祉関係に必要な手続きに利用するものであり、この目的以外で利用又は第三者に提供することはありません。
14. その他：(1) 国立大学若手人材支援事業に採択されなかった場合も公募要領は上記と同様です。
(2) 国立大学若手人材支援事業に採択された場合は、採用初年度に限り、スタートアップ支援経費として200万円以内が措置される予定です。

注2) テンユア教員育成制度

愛媛大学では、総合力(教育力・研究力・マネジメント力)の高い大学教員の育成を目指して、平成25年4月から「テンユア教員育成制度」を導入しました。

具体的には、新規採用された講師(医学系研究科、附属病院、先端研究・学術推進機構プロテオサイエンスセンター重信ステーション及び総合健康センターに所属する者を除く。)及び助教(医学系研究科臨床系、附属病院及び総合健康センターに所属する者を除く。)及び実務家教員等(教授、准教授等)について、5年の任期を付し、任期中の最初の3年間で合計100時間の能力開発プログラムの受講を義務化するとともに、任期中の最初の3年間に財政的支援(研究費の配分等)を行います。

テンユア資格(終身雇用)の審査については、期間中の2年6月を経過した日から2年9月を経過する日までの3月間の期間内において中間審査を、4年4月を経過した日から4年7月を経過する日までの3月間の期間内において最終審査を実施し、中間審査または最終審査に合格した者をテンユア職に移行させます。最終審査に不合格となった場合は、5年で任期満了となります。

なお、遺伝子解析部門ではテンユア資格審査(中間審査および最終審査)において、以下の基準を満たすことが求められます。

- (1) 学術支援センターの運営への貢献があること。
- (2) テンユア育成教員採用から審査までの間に、学術論文を筆頭著者で3報以上発表していること(1報は受理された論文も考慮できる)。
- (3) 学生実験・実習に熱心に取り組み、卒論、修論の指導を積極的に行っていること。また、学部、コースの活動に積極的に参加していること。

詳細についてはテンユア教員育成制度に関するホームページ(URL: <http://ts.adm.ehime-u.ac.jp/>)をご覧ください。